

# 総合教育センター と ひまわり発達相談センター

お子さまが成長する過程には、様々な悩みや心配はつきないもの。習志野市にはお子さまの健やかな成長・発達を見守り、育ちを支える施設があります。お子さまとその保護者を支援する中核拠点として、保育所、幼稚園、こども園、小学校、中学校等と連携しております。

## 総合教育センター



住所 習志野市東習志野3-4-4  
TEL 047 (476) 1715  
FAX 047 (471) 0440



主に小学生・中学生とその保護者を対象に、相談を行っています。

- 教育相談 電話及び来所相談** (来所相談は要予約)
  - ・不登校や学校生活、いじめ、発達に関すること
  - ☎ 475-8341 (月～金 9:00～17:00)
- 特別支援教育相談 電話及び来所相談** (来所相談は要予約)
  - ・特別な支援(特別支援教育)に関すること
  - ☎ 476-0210 (月～金 9:00～17:00)
- 適応指導教室「フレンドあいあい」**
  - ・不登校や適応指導教室に関すること
  - ☎ 471-1236 (月火水金9:00～15:00)
- 青少年テレホン相談**
  - ・青少年の悩み(友達、学校、身体、性、仕事等)
  - ・家庭の問題に関すること
  - ☎ 475-7867 (月～金 9:00～17:00)
- いじめについてのメール相談**
  - ・いじめや人間関係に悩む子ども自身が匿名でもできるメール相談 (月～金 9:00～17:00)
  - ✉ tsunagaru@city.narashino.lg.jp

## ●個に応じた小中学校の支援体制

通常学級による指導	担任を中心として、お子さまに必要な配慮や対応方法を把握し、指導や支援を行います。
通級指導教室における指導	一人一人の課題に応じた指導を通級指導として行います。
特別支援学級における指導	お子さま一人一人の課題に応じた指導を、少人数でかつ日常的に行います。



特別支援教育  
については  
こちら

## ひまわり発達相談センター



住所 習志野市秋津3-5-1  
TEL 047 (451) 2922  
FAX 047 (451) 2002



成長・発達に不安のある、18歳未満のお子さまとその保護者の相談並びに指導を行っています。

- 相談** (対象：18歳未満のお子さま)
- 指導** (対象：就学前のお子さま)
- 巡回相談** (保育所・幼稚園・こども園等)
- その他の事業**  
保育所・幼稚園・こども園等の乳幼児個別支援計画の作成支援、ライフサポート  
ファイルの活用支援、研修事業等を実施しています。
- 配置されている職種**  
心理判定員、保育士、保健師、  
言語聴覚士、理学療法士、  
作業療法士、ケースワーカー



# みんなで作る「個別支援計画」

「個別支援計画」は、成長・発達に心配のある子どもの様子に合わせて、共通した考えと目線を持ち、継続的な支援を行っていくためにつくる計画です。

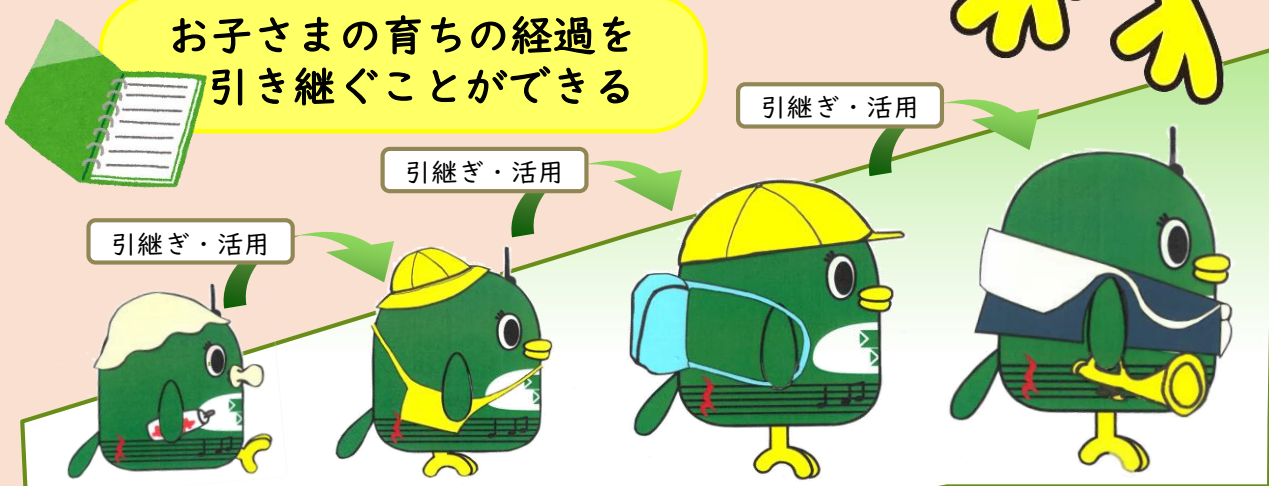
保護者と子どもの在籍する各施設が作成していきます。

各関係機関が連携し、保護者の同意のもとに引継ぎし、よりよい支援のために活用していきます。



ご当地キャラ  
「ナランド♪」

## お子さまの育ちの経過を 引き継ぐことができる



### 個別支援計画に関するお問い合わせ

#### ●乳幼児個別支援計画（乳幼児）

- ・子どもの在籍する各施設（保育所、幼稚園、こども園等）
- ・ひまわり発達相談センター  
☎ 047 (451) 2922



#### ●個別の教育支援計画（小中学生）

- ・子どもの在籍する各施設（小学校、中学校等）
- ・総合教育センター  
☎ 047 (476) 1715
- ・教育委員会指導課  
☎ 047 (451) 1132



## ぼくの わたしの「ライフサポートファイル」

幼稚園・保育所・こども園、小中学校、福祉サービス事業所、その時どきの在籍施設でつくる「個別支援計画」の書類。

子どもの成長の記録として、とっておこうかな  
毎年つくっていく書類だから、1冊にまとめておこうかな

と思ったときに、ライフサポートファイルをはじめてみませんか？

ライフサポートファイルは、国や千葉県が作成・運用を推奨するもので、保護者や本人が、支援者に知ってほしい情報を1冊にまとめて御家庭で管理し、伝えていくことを目的としたファイルです。

支援内容を一冊にまとめることで、医療・保健・福祉・教育・就労など様々な分野と連携し、乳幼児～成人期まで途切れることなく支援を受けられるように活用することができます。



ファイルの内容や  
作成については  
こちら